

一、相关新法令、新政策

● 关于发布第一批指导性案例的通知

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法〔2011〕354号
【发布日期】2011-12-20
【出台背景】2010年11月26日，最高人民法院发布《关于案例指导工作的规定》（法发〔2010〕51号），规定了指导性案例的条件、遴选、审查和报审等。根据该规定，“**最高人民法院发布的指导性案例，各级人民法院审判类似案件时应当参照**”。

【内容提要】该通知发布了第一批4个指导性案例，并要求各级法院增强运用指导性案例的自觉性，严格参照指导性案例审理类似案件。这4个指导性案例，概要说明如下：

1. 上海中原物业顾问有限公司诉陶德华居间合同纠纷案，旨在解决二手房买卖活动中买方与中介公司因“跳单”（买方利用中介公司提供的房源信息，却撇开该中介公司与卖方签订房屋买卖合同）引发的纠纷。
2. 吴梅诉四川省眉山西城纸业有限公司买卖合同纠纷案，旨在正确处理诉讼外和解协议与判决的效力关系。
3. 潘玉梅、陈宁受贿案，旨在解决新形式、新手段受贿罪的认定问题。
4. 王志才故意杀人案，旨在明确判处死缓并限制减刑的具体条件。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinacourt.org/html/article/201112/21/472164.shtml>

● 国家环境保护“十二五”规划

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2011〕42号
【发布日期】2011-12-15
【实施期间】2011-2015
【内容提要】该规划对“十二五”期间环境保护的主要目标、推进主要污染物减排、解决突出环境问题、加强重点领域环境

一、関連する新法令、新政策

● 第一回指導的判例を發布することについての通知

【發布機關】最高人民法院
【發布番号】法〔2011〕354号
【發布日】2011-12-20
【公布の背景】2010年11月26日に、最高人民法院は「判例指導作業についての規定」（法発〔2010〕51号）を發布し、指導的判例の条件、選抜、審査及び審査申告等を規定した。本規定によると、「**最高人民法院が發布する指導的判例は、各級人民法院が類似案件を審理する際に参照しなければならない**」とされている。

【概要】本通知は、第一回目の4つの指導的判例を發布し、且つ各級法院に対し指導的判例を運用する自觉性を高め、指導的判例に厳格にならって類似の案件を審理するよう求めている。この4つの指導的判例について、概要を以下の通り説明する。

1. 上海中原物業顧問有限公司が陶德華を訴えた斡旋契約紛争案件であり、その主旨は中古の不動産売買活動において買い手と仲介会社の間に、「直接取引」（買い手が仲介会社の提供した不動産情報を利用しながら、当該仲介会社を回避して売り手と家屋売買契約を締結すること）により生じた紛争を解決することにある。
2. 吳梅が四川省眉山西城紙業有限公司を訴えた売買契約紛争案件であり、その主旨は訴訟外和解協議と判決の効力関係を正確に処理することにある。
3. 潘玉梅、陳寧の収賄案件であり、その主旨は新しい形式、新しい手段による収賄罪の認定問題を解決することにある。
4. 王志才の故意殺人案件であり、その主旨は、死刑の執行猶予の判決と減刑を制限する具体的な条件を明確にすることにある。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.chinacourt.org/html/article/201112/21/472164.shtml>

● 国家環境保護「第十二次五ヶ年」計画

【發布機關】國務院
【發布番号】国発〔2011〕42号
【發布日】2011-12-15
【施行期間】2011-2015
【概要】本計画は、「第十二次五ヶ年計画」期間中の環境保護の主な目標、主要汚染物排出削減の推進、突出した環境問題の解

风险防控、实施重大环保工程、完善政策措施等进行了规定。

決、重点分野の環境リスク防止・抑制の強化、重大環境保護工事の実施、政策措置の整備等について規定を行っている。

<p>加快淘汰落后产能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 严格执行《产业结构调整指导目录》、《部分工业行业淘汰落后生产工艺装备和产品指导目录》。 加大钢铁、有色、建材、化工、电力、煤炭、造纸、印染、制革等行业落后产能淘汰力度。
<p>削减化学需氧量和氨氮排放量。</p> <ul style="list-style-type: none"> 推进造纸、印染和化工等行业化学需氧量和氨氮排放总量控制，削减比例较 2010 年不低于 10%。 严格控制长三角、珠三角等区域的造纸、印染、制革、农药、氮肥等行业新建单纯扩大产能项目。 禁止在重点流域江河源头新建有色、造纸、印染、化工、制革等项目。
<p>实施机动车环境保护标志管理。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加速淘汰老旧汽车、机车、船舶，到 2015 年，基本淘汰 2005 年以前注册运营的“黄标车”。
<p>严格化学品环境监管。</p> <ul style="list-style-type: none"> 完善危险化学品环境管理登记及新化学物质环境管理登记制度。 制定有毒有害化学品淘汰清单，依法淘汰高毒、难降解、高环境危害的化学品。 制定重点环境管理化学品清单，限制生产和使用高环境风险化学品。 建立化学品环境污染责任终身追究制和全过程行政问责制。
<p>加强化学品风险防控。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新建涉及危险化学品的项目应进入化工园区或化工聚集区，现有化工园区外的企业应逐步搬迁入园。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-12/20/content_2024895.htm

<p>立遅れた生産能力の淘汰を加速させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「産業構造調整指導目録」、「一部工業業種の淘汰する立ち遅れた生産能力工程設備及び製品指導目録」を厳格に実施する。 鉄鋼、非鉄金属、建材、化学工業、電力、石炭、製紙、捺染、製革等の業種の立遅れた生産能力の淘汰を強化する。
<p>化学的酸素要求量及びアンモニア窒素排出量を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製紙、捺染及び化学工業等の業種における化学的酸素要求量及びアンモニア窒素排出合計量の抑制を推進し、削減比率は 2010 年と比べて 10% を下回らないようにする。 長江デルタ、珠江デルタ等のエリアの製紙、捺染、製革、農薬、窒素肥料等の業種において単純な生産能力拡大プロジェクトの新設を厳格に抑制する。 重点流域河川の水源に非鉄金属、製紙、捺染、化学工業、製革等のプロジェクト新設を禁止する。
<p>エンジン付車両の環境保護マーク管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中古自動車、機関車、船舶の淘汰を加速させ、2015 年までに、2005 年以前に運営を登録した「黄標車（排ガス国家基準を満たしていない車両）」を基本的に淘汰させる。
<p>化学品の環境監督管理を厳格化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険化学品環境管理登記及び新規化学物質環境管理登記制度を整備する。 有毒有害化学品の淘汰リストを制定し、毒性の高く、分解し難く、環境危害の高い化学品を法に依拠して淘汰させる。 重点環境管理化学品リストを制定し、環境リスクの高い化学品の生産と使用を制限する。 化学品環境汚染責任終身追及制及び全過程行政問責制を制定する。
<p>化学品リスク防止・抑制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険化学品を取扱うプロジェクトを新設する場合は、化学工業園区又は化学工業集約区に進入しなければならず、既存の化学工業園区外の企業は、園区内に徐々に転入しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2011-12/20/content_2024895.htm

● **研发机构采购国产设备退税管理办法**

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局公告 2011 年第 73 号
 【发布日期】2011-12-14
 【实施期间】2011-2015
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11764186.html>

● **研究開発機関の国産設備仕入払戻税管理弁法**

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国家税務総局公告 2011 年第 73 号
 【発布日】2011-12-14
 【施行期間】2011-2015
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11764186.html>

- 关于充分发挥知识产权审判职能作用推动社会主义文化大发展大繁荣和促进经济自主协调发展若干问题的意见

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法发〔2011〕18号
【发布日期】2011-12-16
【内容提要】该意见提出：

- 加强文化创意、数字出版、移动多媒体、动漫游戏、软件、数据库等战略性新兴产业的著作权保护。
- 明确网络著作权侵权判定规则。妥善处理网络服务提供者免责与归责、“通知与移除”规则与过错归责、网络服务提供者侵权过错与一般侵权过错的差别等关系。
- 加强专利、植物新品种、集成电路布图设计等科技类知识产权保护。
- 加强不正当竞争案件的审判，加强商业秘密保护。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-12/21/content_37879.htm

- 商业特许经营备案管理办法（修改）

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部令 2011 年第 5 号
【发布日期】2011-12-12
【实施日期】2012-02-01
【内容提要】

- 根据《商业特许经营管理条例》，商业特许经营，是指拥有注册商标、企业标志、专利、专有技术等经营资源的企业，以合同形式将其拥有的经营资源许可其他经营者使用，被特许人按照合同约定在统一的经营模式下开展经营，并向特许人支付特许经营费用的经营活动。
- 根据该办法，商业特许经营实行全国联网备案（通过商务部设立的商业特许经营信息管理系统，该系统的网址为：<http://txjy.syqgs.mofcom.gov.cn/>）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfg/2011-12/21/content_2025612.htm

- 知的財産権の審判職能作用を十分に発揮し、社会主義文化の大規模な発展と繁栄を推し進め、経済の自主協調の発展を促進することの若干事項についての意見

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法発〔2011〕18号
【発布日】2011-12-16

- 【概要】本意見では以下の通り打ち出している。
- 文化アイデア、デジタル出版、モバイルマルチメディア、アニメーションゲーム、ソフトウェア、データベース等の戦略的新興文化産業の著作権の保護を強化する。
 - オンライン著作権の権利侵害判定規則を明確にする。インターネットサービス提供者の免責と責任帰属、「通知と削除」の規則と過失責任の帰属、インターネットサービス提供者の権利侵害過失と一般の権利侵害過失の差別等の関係を適切に取扱う。
 - 特許、植物新品种、集積回路配置設計等の科学技術類の知的財産権保護を強化する。
 - 不正競争案件の審判を強化し、商業秘密の保護を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2011-12/21/content_37879.htm

- 商業フランチャイズ事業届出管理弁法(改正)

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部令 2011 年第 5 号
【発布日】2011-12-12
【施行日】2012-02-01
【概要】

- 「商業フランチャイズ事業管理条例」によると、商業フランチャイズ事業とは、登録商標、企業ロゴ、特許、ノウハウ等の経営資源を持つ企業が、契約形式をもって自己の保有する経営資源をその他事業者の使用許諾し、フランチャイジーが契約の約定に基づき統一した経営モデルのもと事業を展開し、且つフランチャイジーにフランチャイズ料を支払う経営活動をいう。
- 本弁法によると、商業フランチャイズ事業について全国オンライン届出（商務部が構築した商業フランチャイズ事業情報管理システムを通じて行われる。当該システムの URL は <http://txjy.syqgs.mofcom.gov.cn/> である）を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfg/2011-12/21/content_2025612.htm

● [中华人民共和国车船税法宣传提纲](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2011〕712号
【发布日期】2011-12-19
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11767956.html>

● [中華人民共和國車船稅法宣傳要綱](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函〔2011〕712号
【発布日】2011-12-19
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11767956.html>

● [关于调整增值税纳税申报事项公告（上海）](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布日期】2011-12-19
【实施日期】2012-01-01
【出台背景】该公告根据国家税务总局《[关于调整增值税纳税申报有关事项的公告](#)》的规定，对上海市增值税纳税申报事项进行了明确。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai30254.html>

● [増値税納税申告事項調整についての公告\(上海\)](#)

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局
【発布日】2011-12-19
【施行日】2012-01-01
【公布の背景】本公告は、国家税務総局の「[増値税納税申告関連事項調整についての公告](#)」の規定に基づき、上海市増値税納税申告事項について明確化している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai30254.html>

● [上海市危险化学品从业单位安全生产标准化评审工作实施办法（上海）](#)

【发布单位】上海市安全生产监督管理局
【发布文号】沪安监管危化〔2011〕222号
【发布日期】2011-12-15
【实施日期】2012-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1011620>

● [上海市危險化學品取扱機關安全生產基準化評定作業實施弁法\(上海\)](#)

【発布機関】上海市安全生産監督管理局
【発布番号】滬安監管危化〔2011〕222号
【発布日】2011-12-15
【施行日】2012-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1011620>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● [《闲置土地处置办法》公开征求意见](#)

日前，国土资源部发布《[闲置土地处置办法（修订草案）](#)》，公开征求意见（截止日期是2012年01月15日）。

根据该修订草案，如果因政府、政府有关部门的行为，或者因不可抗力、司法查封、诉讼、仲裁等原因导致动工延迟的，土地使用者可以提出申请，

二、関連する新着情報

● [「遊休土地処理弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国土資源部は「[遊休土地処理弁法（改正草案）](#)」を公表し、パブリックコメントを募集している（募集締切日は2012年1月15日）。

本改正草案によると、政府、政府関係部門の行為のため、又は不可抗力、司法による差押、訴訟、仲裁等が理由で着工が遅延した場合、土地使用者は申請を

免于被认定为闲置土地，进而免于被作为闲置土地进行处理、处罚。

(摘自国土资源部网站；2011年12月21日发布)

● 战略性新兴产业分类目录基本制定完毕

据悉，由工业和信息化部牵头制定的战略性新兴产业分类目录已基本制定完毕，分类目录分为7大类、100余个子类、400余个小类与24个重点方向，目录将在进一步论证后投入试运行。

根据《[国务院关于加快培育和发展战略性新兴产业的决定](#)》，到2015年，战略性新兴产业要占GDP的8%；到2020年，要占GDP的15%。确定战略性新兴产业在GDP比重的前提是界定战略性新兴产业的具体范围，这是制定分类目录的原因之一。

(摘自《中国证券报》；2011年12月19日发布)

● 上海市核准登记首例境外人民币出资项目

日前，日毛（上海）管理有限公司【股东：日本毛织株式会社】，经上海市商务委批准、由上海市工商局核准登记成立，这是商务部于2011年10月12日发布并实施《[关于跨境人民币直接投资有关问题的通知](#)》（商资函〔2011〕第889号）后上海市首家以境外人民币出资设立的跨国公司地区总部。

(摘自中国外资登记网；2011年12月12日发布)

● 商业预付卡法律规制的简要分析

2010年06月和12月中国人民银行先后发布了《[非金融机构支付服务管理办法](#)》(以下简称“《管理办法》”)和《[非金融机构支付服务管理办法实施细则](#)》(以下简称“《实施细则》”)，此后，2011年05月中国人民银行等七部门发布了《[关于规范商业预付卡管理的意见](#)》(以下简称“《意见》”)。以下，律师对中国非金融机构发放的商业预付卡(以下简称“预付卡”)的立法背景、预付卡的发行与购买等问题进行简要分析，供参考。

行い、遊休土地と認定されてしまうことを免れ、遊休土地として処理、処罰されずに済むことが可能である。

(2011年12月21日付の国土资源部ウェブサイトより抜粋)

● 戦略的新興産業分類目録の制定が基本的に完了した

情報筋によると、工業及び情報化部が制定を牽引している戦略的新興産業分類目録の制定が基本的に完了し、分類目録は7つの大きな分類、その下に100余りの分類、更にその下に400余りの小さな分類と24の重点方向があり、目録は、更に論証を経た後で試行される。

「[戦略的新興産業の育成と発展を加速させることについての国务院による決定](#)」によると、2015年までに、戦略的新興産業はGDPの8%を占め、2020年までに、GDPの15%を占める。戦略的新興産業のGDPに占める割合を確定する前提は、戦略的新興産業の具体的な範囲を画定することであり、これは分類目録を制定する理由の1つである。

(2011年12月19日付の「中国证券報」より抜粋)

● 上海市は最初の国外人民元出資プロジェクトの登記を認可した

先頃、日毛（上海）管理有限公司【出資者：日本毛織株式会社】は、上海市商務委員会の批准を受け、上海市工商局により登記成立が認可されたが、これは商務部が2011年10月12日に「[クロスボーダー人民元直接投資関係事項についての通知](#)」(商資函〔2011〕第889号)を公布施行してから、上海で初の国外人民元をもって出資設立された多国籍会社の地域本部である。

(2011年12月12日付の中国外資登記ウェブサイトより抜粋)

● 商用プリペイドカード法律規制の簡潔な分析

2010年6月、12月に中国人民銀行は相繼いで「[非金融機関支払サービス管理弁法](#)」(以下「管理弁法」という)及び「[非金融機関支払サービス管理弁法実施細則](#)」(以下「実施細則」という)を公布し、その後、2011年5月に中国人民銀行等の7部門は「[商用プリペイドカード管理規範化に関する意見](#)」(以下「意見」という)を公布した。以下、筆者は中国非金融機関が発行する商用プリペイドカード(以下「プリペイドカード」という)の立法背景、プリペイドカードの発行と購入等についてご参考までに簡潔に分析する。

预付卡的立法背景

在《管理办法》和《实施细则》出台前，在法律层面上，预付卡一直从预防腐败等角度被加以禁止。一般认为，最早的法令是国务院办公厅于 1991 年 05 月发布的《关于禁止发放使用各种代币购物券的通知》，此后的法令包括：国务院于 1993 年 04 月发布的《关于禁止印制、发售、购买和使用各种代币购物券的通知》；全国人大于 1995 年 03 月发布的《中国人民银行法》¹；国务院纠正行业不正之风办公室（通常简称“国务院纠风办”）于 1998 年 12 月发布的《关于坚决刹住发放使用各种代币购物券之风的紧急通知》；国务院于 2000 年 05 月发布的《中华人民共和国人民币管理条例》²；中国人民银行于 2000 年 07 月发布的《关于对购物卡性质认定的函》³；国务院纠风办、国家经贸委、中国人民银行于 2001 年 01 月发布的《关于严禁发放使用各种代币卷券（卡）的紧急通知》；以及中国人民银行于 2002 年 01 月发布的《关于规范联名卡管理的通知》等。可见，相关政府部门是三令五申，严禁印制、发售、购买和使用各种代币购物券。

但是，作为一种较为成熟的非现金支付工具，预付卡在欧美以及中国台湾地区等普遍使用且快速发展。而在中国，适应信息技术发展和小额支付服务市场创新的客观需要，预付卡市场也发展迅速。有境外媒体曾将预付卡称为“第二人民币”，并保守估计中国的预付卡市场规模在万亿元以上。中国首届预付卡行业高峰论坛发布的《2009 年中国预付卡行业报告》也印证了该观点，该报告显示，截至 2009 年底，中国国内流通领域预付卡发卡资金规模达到 10925 亿元，交易笔数 17.5 亿次，吸收沉淀资金约 397 亿元，且预计预付卡市场规模将保持 30% 以上的年均增长速度。此外，还有业内人士指出，预付卡销售约占到商业零售企业年销售额的 20%。

一方面法令明文禁止（既然禁止，就不可能出台有效的监管制度），一方面市场客观上蓬勃发展，致使预付卡行业长期处于灰色地带。但是，随着《管理办法》的出台，在法律层面上，相关政府部门对预付卡的态度终于有了转变，即，由“堵”（禁止）变“疏”（限制）。

プリペイドカードの立法背景

「管理弁法」及び「実施細則」が公布されるまでは、法律上、プリペイドカードはずっと腐敗防止等の理由から禁止されていた。最も早く公布された法令は、国务院办公厅が 1991 年 5 月に公布した「各種商品券の発行・使用を禁止することに関する通知」であるというのが一般的理解であり、これ以降の法令には、国务院が 1993 年 4 月に公布した「各種商品券の印刷、発売、購入と使用を禁止することについての通知」、全国人大が 1995 年 3 月に公布した「中国人民银行法」¹、国务院業種不正気風取締弁室（「国务院不正気風取締弁」と通称する）が、1998 年 12 月に公布した「各種商品券の発行・使用の気風に断固として歯止めをかけることについての緊急通知」、国务院が 2000 年 5 月に公布した「中華人民共和国人民币管理条例」²、中国人民银行が 2000 年 7 月に公布した「ショッピングカードの性質認定に関する書簡」³、国务院不正気風取締弁、国家経済貿易委員会、中国人民银行が 2001 年 1 月に公布した「各種金券（カード）の使用・発行厳禁に関する緊急通知」、及び中国人民银行が 2002 年 1 月に公布した「コ・ブランドカードの管理規範化に関する通知」等が含まれる。以上から、関係政府部門は、何度も何度も、各種商品券の印刷、発売、購入と使用を厳禁していることがわかる。

しかし、一種の比較的成熟した非現金支払ツールとして、プリペイドカードは欧米及び中国台湾地区等で普遍的に使用され又急速な発展を遂げている。これに対し、中国は、情報技術の発展及び小口支払サービス市場による新たな客観的需要に順応し、プリペイドカード市場も急速な発展を遂げている。ある海外メディアは嘗て、プリペイドカードを「第二の人民元」と称し、中国のプリペイドカード市場規模は万亿元以上となると控えめに想像している。中国第 1 回プリペイドカード業界ハイレベルフォーラム発表の「2009 年中国プリペイドカード業界レポート」でもこの見方が裏付けられており、本レポートによれば、2009 年末時点で、中国国内流通分野のプリペイドカード発行資金規模は 10925 億元に達しており、取引件数は 17.5 億回であり、沈殿資金の金額は約 397 億元であり、又、プリペイドカードの市場規模は 30% 以上の年平均増長スピードを維持することが予測されている。このほか、業界関係者は、プリペイドカードの販売が商業小売企業の年売上額の約 20% を占めるとも指摘している。

一方では、明文で禁止し（禁止されている以上、有効な監督管理制度が打ち出されることはない）、他方では、市場での発展が客観的に活発な状態にあることから、プリペイドカード業界は長期にわたり、グレー地帯にあ

¹ 《中国人民银行法》第 19 条（《中国人民银行法（2003 年修正）》第 20 条）：“任何单位和个人不得印制、发售代币票券，以代替人民币在市场上流通。”

¹ 「中国人民银行法」第 19 条（「中国人民银行法（2003 年改正）」第 20 条）：“如何なる単位及び個人も、通貨の代替券を印刷し、又は発売し、人民元に代えて市場において流通させてはならない。”

² 《中华人民共和国人民币管理条例》第 29 条：“任何单位和个人不得印制、发售代币票券，以代替人民币在市场上流通。”

² 「中華人民共和国人民币管理条例」第 29 条：“如何なる単位及び個人も、通貨の代替券を印刷、発売し、人民元に代えて市場において流通させてはならない。”

³ 《关于对购物卡性质认定的函》：“……请示中反映的厦门个别商场发售的‘购物卡’，性质上应属‘代币票券’。”

³ 「ショッピングカードの性質認定に関する書簡」：“……指示要請にて反映されているアモイの一部デパートで発売の『ショッピングカード』は性質上、『通貨の代替券』に該当する。”

る。しかし、「管理弁法」の公布に伴ない、法律面でも、関係政府部門のプリペイドカードに対する態度はようやく転換期を迎えており、即ち、「塞ぐ」(禁止)から「緩やかにする」(制限)に変わっている。

预付卡的定义及分类

根据《管理办法》的规定，预付卡是指以营利为目的发行的、在发行机构之外购买商品或服务的预付价值，包括采取磁条、芯片等技术以卡片、密码等形式发行的预付卡。

根据《意见》的规定，预付卡可以分为以下两类：

- 多用途预付卡：指由专营发卡机构发行的，可以跨地区、跨行业、跨法人使用的预付卡；
- 单用途预付卡：是指由商业企业发行，只在本企业或同一品牌连锁商业企业购买商品、服务的预付卡。

现行法令对预付卡的规制

根据《管理办法》、《实施细则》和《意见》的相关规定，现行法令对预付卡的规制主要体现在以下方面：

規制項目	具体的内容
受制的预付卡的范围	<p>除以下四类预付卡外，所有预付卡均受法律的规制：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仅限于发放社会保障金的预付卡； 2. 仅限于乘坐公共交通工具的预付卡； 3. 仅限于缴纳电话费等通信费用的预付卡； 4. 发行机构与特约商户为同一法人的预付卡——即，单用途预付卡。经与中国人民银行确认，这里的“同一法人”应按照《意见》作扩大理解，即，本企业或同一品牌连锁企业。
预付卡发行人的资格	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 发行多用途预付卡：须经中国人民银行批准，相应取得《支付业务许可证》（条件较为严格），否则，按非法从事支付结算业务予以查处。可以预见，未取得《支付业务许可证》的发卡人，将被限期整改、停止新增发卡业务、直至被强制退出⁴。 ▪ 发行单用途预付卡：目前尚无审批要求，由商务部门加强管理，制定行业标准，适时出台管理办法。

プリペイドカードの定義及び分類

「管理弁法」の規定により、プリペイドカードとは営利を目的として発行されるものであり、発行機関以外で商品又はサービスを購入する際の代金前払価値であり、これには磁気ストライプ、ジップ等の技術を利用しカード、暗証番号等の形で発行するプリペイドカードがある。

「意見」の規定により、プリペイドカードは下記の2種類に大別することができる。

- 多目的プリペイドカード：カード発行を専門に営む機関が発行する、地区、業界、法人を跨り使用できるプリペイドカードを指す。
- 単一目的プリペイドカード：商業企業が発行し、本企业又は同一ブランドのチェーン商業企業で商品、サービスを購入する時のみ使用可能なプリペイドカードを指す。

現行法令によるプリペイドカードに対する規制

「管理弁法」、「实施细则」と「意見」の係る規定により、現行法令によるプリペイドカードに対する規制は主に下記の通りである。

規制項目	具体的内容
プリペイドカードの範囲	<p>下記の4タイプのプリペイドカードを除く全てのプリペイドカードはいずれも法的規制を受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保障金支給に限られるプリペイドカード。 2. 公共交通機関利用に限られるプリペイドカード。 3. 電話料金等の通信費支払に限られるプリペイドカード。 4. 発行機関と特約業者が同一法人の場合に限られるプリペイドカード——即ち、単一目的プリペイドカード。中国人民銀行に確認したところ、この「同一法人」は「意見」に基づき拡大理解する必要があり、即ち、本企业又は同一ブランドチェーン企業である。
プリペイドカード発行者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 多目的用途プリペイドカードを発行する場合：中国人民銀行の許可を得て、「支払業務許可証」を取得する必要があり（条件はやや厳しい）、これを怠れば、不法支払決算業務として取締を受ける。「支払業務許可証」を未取得のカード発行者は、期限付きの是正、カードの新規発行業務の停止、ひいては、強制退出を受けることになることが予測される⁴。 ▪ 単一目的プリペイドカードを発行する場合：現在、審査許可要求はなく、商務部門が管理を強化し、業界基準を制定し、適時に管理弁法を打ち出す。

⁴ http://www.pbc.gov.cn/publish/goutongjiaoliu/524/2011/20110531171728012361463/20110531171728012361463_.html.

⁴ http://www.pbc.gov.cn/publish/goutongjiaoliu/524/2011/20110531171728012361463/20110531171728012361463_.html.

<p>预付卡的发行方式和购买限制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 不记名预付卡面值不超过 1000 元。记名预付卡面值不超过 5000 元。 ▪ 购卡实名登记制度：对于购买记名商业预付卡和一次性购买 1 万元（含）以上不记名预付卡的单位或个人，由发卡人进行实名登记。 ▪ 非现金购卡制度：单位一次性购卡金额达 5000 元（含）以上或个人一次性购卡金额达 5 万元（含）以上的，应当通过银行转账方式购买，不得使用现金；使用转账方式购卡的，发卡人要转出、转入账户名称、账号、金额等进行逐笔登记。 	<p>プリペイドカードの発行方式及び購入制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 無記名のプリペイドカードの額面金額は1000元を超えないこと。記名プリペイドカードの額面金額は5000元を超えないこと。 ▪ カード購入時の実名登録制度：記名商業プリペイドカードを購入する、及び1万元(含む)以上の無記名プリペイドカードを一括購入する企業又は個人は、カード発行者が実名登録を行う。 ▪ 現金以外でのカード購入制度：企業のカード一括購入金額が5000元(含む)以上に達している又は個人のカード一括購入金額が5万元(含む)以上に達している場合、銀行振替により購入する必要がある、現金を使用してはならない。振替方式でカードを購入する場合、カード発行者は振替、振込口座名、口座番号、金額等を逐一登録する必要がある。
<p>加强监管和风险防范</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 严格发票和财务管理。 ▪ 发卡人不得挪用、挤占多用途预付卡客户用于未来支付的预付资金。 ▪ 多用途预付卡发卡人必须在商业银行开立备付金专用存款账户存放预付资金，并与银行签订存管协议，接受银行对备付金使用情况的监督。 ▪ 为防止发卡人无偿占有卡内残值，方便持卡人使用，不记名预付卡有效期不少于3年。记名预付卡不设有效期。对于超过有效期尚有资金余额的，发卡人应提供激活、换卡等配套服务。 ▪ 中国人民银行、商务部要继续健全商业预付卡收费、投诉、保密、赎回、清退等业务管理制度，全面维护持卡人合法权益。 ▪ 国家工作人员反腐倡廉、中共党员党风廉政建设等方面的监管。 ▪ 其他。 	<p>監督管理及びリスクヘッジの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 発票と財務管理を厳格にする。 ▪ カード発行者は、多目的用途プリペイドカード利用者が将来の支払のために前払いした資金を流用したり、横領したりしてはならない。 ▪ 多目的用途プリペイドカード発行者は必ず商業銀行にて支払準備金専用預金口座を開設し前払資金を預金し、銀行と保管協議書を締結し、銀行から支払準備金使用状況に対する監督を受ける。 ▪ カード発行者が無償でカード内の残高を占有することを防止し、カード所有者の使用に便宜を図るために、無記名プリペイドカードの有効期間は3年を下らないものとする。記名プリペイドカードの有効期間は設定しない。有効期間が切れているものの資金残高がある場合、カード発行者はアクティベーション、カード交換発行等の関連サービスを提供する必要がある。 ▪ 中国人民銀行、商務部は引き続き、商用プリペイドカードの料金徴収、苦情申し立て、秘密保持、払い戻し、退出等の業務管理制度の健全化を図り、カード所有者の適法権益を全面的に維持する。 ▪ 国家職員については、腐敗と闘いクリーンな政府を提唱し、中国共産党党員については、党の気風改善・クリーンな政府構築等の監督管理を行う。 ▪ その他。

尽管相关法令已经从前述项目对预付卡进行了具体规制，但是，律师注意到，规制仍然存在着不完善之处，主要包括：

- 监管和处罚措施尚不完善（尤其针对单用途预付卡）。
- 购卡有实名登记，用卡则无实名登记。
- 不记名预付卡不受实名登记制度的规制，因此，容易被化整为零，逃避监管，等等。

係る法令は前述の項目からプリペイドカードに対する規制を具体的に行なっているものの、規制には尚も不完全な点があることに筆者は気が付いた。詳細は下記の通りである。

- 監督管理及び処罰措置は不完全である（特に単一目的プリペイドカード向け）。
- カード購入時は実名登録があるが、カード使用時は実名登録を実施しない。
- 無記名プリペイドカードは実名登録制度の制限を受けないため、金額の少額化により、監督管理から免れやすい等。

律师提示

结合前述分析,《管理办法》、《实施细则》和《意见》对非金融机构发行多用途预付卡和单用途预付卡均进行了管制。其中:

- 多用途预付卡:在发行人资格方面就被《支付业务许可证》所限制,受到的影响较为直接,且《管理办法》也设定了明确的监管和处罚措施。相比较发行人资格的限制而言,发行方式、购买限制和风险防范等方面的限制则相对次要。
- 单用途预付卡:目前尚无发行人资格方面的限制。尽管在发行方式、购买限制和风险防范等方面有限制,但是,目前尚无明确的监管和处罚措施(对此,商务部已经在行动)。

相关非金融机构(特别是相关商业企业)会因为发行多用途预付卡或单用途预付卡或多或少地受到影响。但是,从整个预付卡行业发展的角度而言,逐步建立和完善起来的制度,肯定比没有任何制度,前进了一大步。

(里兆律师事务所 2011 年 12 月 25 日整理编写)

筆者のコメント

前述分析と合わせて、「管理弁法」、「実施細則」と「意見」は非金融機関による多目的用途プリペイドカード、単一目的プリペイドカードの発行について規制を行なっている。具体的には下記の通りである。

- 多目的用途プリペイドカード:カード発行者の資格面で、「支払業務許可証」による制限を受けており、その影響はやや直接的であり、また「管理弁法」でも明確な監督管理と処罰措置を設定している。カード発行者の資格面での制限と比べて、発行方式、購入制限とリスクヘッジ等の面での制限のほうは相対的に副次的扱いとなっている。
- 単一目的プリペイドカード:現時点では、カード発行者の資格面での制限はない。発行方式、購入制限及びリスクヘッジ等の面で制限があるものの、現在、明確な監督管理と処罰措置はない(これについては、商务部は既に動き始めている)。

係る非金融機関(とりわけ、係る商業企業)は多目的用途プリペイドカード又は単一目的プリペイドカードの発行が原因で多かれ少なかれ影響を受けている。しかし、プリペイドカード業界の発展全体から見れば、徐々に構築され整備されてきている制度は、全く制度がないという事態よりは、大きく進歩したと言える。

(里兆法律事務所が 2011 年 12 月 25 日付で作成)